第１２号様式

長崎市二輪車等駐車場（19施設）及び長崎駅西口自動車整理場

指定管理者共同事業体協定書

　（目的）

第１条　当共同事業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

　⑴　○○（以下「施設」という。）の管理運営業務

　⑵　前号に附帯する事業

　（名称）

第２条　当共同事業体は、○○○共同事業体（以下「事業体」という。）と称する。

　（事務所の所在地）

第３条　当事業体は、事務所を○○○に置く。

　（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当事業体は、（元号）　　年　　月　　日に成立し、当該施設を管理する指定期間の満了後３カ月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　当該施設の指定管理者となることができなかったときは、当事業体は、前項の規定にかかわらず、当該施設の管理に係る協定が締結された日に解散するものとする。

　（構成員の住所及び氏名）

第５条　当事業体の構成員は、次のとおりとする。

　　所在地

　　　商号又は名称

　　所在地

　　　商号又は名称

　（代表者の名称）

第６条　当事業体は、○○○○を代表者とする。

　（代表者の権限）

第７条　当事業体の代表者は、第１条の事業に関し、当事業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、長崎市と折衝する権限並びに指定管理料の請求、受領及び当事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

　（運営委員会）

第８条　当事業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、事業の執行にあたるものとする。

　（構成員の責任）

第９条　各構成員は、第１条の事業の履行に関し、別記職務分担表に基づき職務を分担するとともに、連帯して責任を負うものとする。

　（取引金融機関）

第１０条　当事業体の取引金融機関は、○○銀行○○○店とし、共同事業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引きするものとする。

　（決算）

第１１条　当事業体は、事業年度毎に決算するものとする。

　（利益金の配当の割合）

第１２条　決算の結果利益を生じた場合には、あらかじめ構成員間で定めた割合により構成員に利益金を配当するものとする。

　（欠損金の負担の割合）

第１３条　決算の結果欠損金を生じた場合には、あらかじめ構成員間で定めた割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

　（権利義務の譲渡の制限）

第１４条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

　（事業中における構成員の脱退に対する措置）

第１５条　構成員は、長崎市及び構成員全員の承認がなければ、当事業体の指定管理期間が満了する日まで脱退することができない。

２　構成員のうち前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して事業を行うものとする。

３　決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第１６条　当事業体は、構成員のいずれかが、事業中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項及び第３項の規定を準用するものとする。

　（事業中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第１７条　構成員のうちいずれかが事業中において破産又は解散した場合においては、第１５条第２項及び第３項までの規定を準用する。

（代表者の変更）

第１８条　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

　（解散後の契約不適合責任）

第１９条　当事業体が解散した後においても、当該施設の管理につき、契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

　（協定書に定めない事項）

第２０条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　○○○（外、社）は、上記のとおり○○○共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和７年　　月　　日

住　　　　所

商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

住　　　　所

商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞